

障害者権利条約に関する一考察②

久保 親志

今年は、「世界人権宣言」が1948年12月10日、第3回国際連合総会において採択されて60周年を迎える記念の年です。昨年、「日本国憲法」施行60周年を迎え、政府をはじめ日本弁護士連合会や人権団体などで記念式典及び記念講演などが各地で実施されました。私も、日本国憲法の三原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」について多くの場で学ぶことができました。

今年も、「人権の世紀」といわれる21世紀に相応しく、世界人権宣言60周年記念の催し物が、世界各国で行われることでしょう。昨年、署名に伴い、政府の「仮訳」が公表された「国連・障害者権利条約」を学習し検証を重ね、いま世界の大きなうねりの中で、政府仮訳のすべての問題点を検討し、政府に修正を求めて行くことが大切です。続いて、政府の公定訳作成の場を設けることが必要となります。最終的には、条約を政府が翻訳した「公定訳」を見ながら条約の締結を承認するかどうかについて国会で議論することになります。

国会で承認を得ることになる政府の公定訳に、私たちの意見が取り入れられること。その議論と意思決定過程において、障害者団体及び障害者市民の参加を保障することを求めて行く運動が重要だと考えます。

世界人権宣言の第1条に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と、あります。

また第7条に、「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。」と、もあるのです。

まさに、この理念にそって「障害者権利条約」を取り巻く現状を認識すると同時に、条文をしっかりと読み解き考察を重ねて行くべきです。

さて、「文理解釈」の続きに入ります。前回、この解釈について何も説明していませんでしたので、説明します。文理解釈とは、「法律条文を構成している言葉を通常の意味に従ってそのままに理解すること」です。よって、「法律の適用を受ける一般国民が、その法律条文の意味内容を把握することが比較的容易であり、行動の指針を得やすい」という特徴があります。法律の解釈には、他に、「目的論的解釈」、「反対解釈」、「拡張解釈」、「縮小解釈」、「類推解釈」などがあります。実際に解釈を行う場合、まず、文理解釈で解釈し、それでは妥当な解決ができないときに、解釈の対象となる法規範の目的に従った目的論的解釈を行います。そして、その目的論的解釈の道具として、他の解釈

の方法があるものといえます。では、「権利」について見てみましょう。権利とは、「ある利益を主張し、これを享受することのできる資格。社会的・道徳的正当性に裏づけられ、法律によって一定の主体、特に人に賦与される資格」（三省堂『大辞林』 第三版より）です。さらに、「権利とは、一般に、ある行為をなし、あるいはしないことのできる資格。法律上は、一定の利益を主張または享受することを法により認められた地位、あるいは、他人に対し一定の行為・不作為を求めることができる地位をいう」（フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より）ことになります。

事典を用いて、「国際連合」、「条約」、「権利」の三種類の文言それぞれを解釈してみました。続いて「障害者」です。障害者とは、「身体または精神に何らかの障害をもつ者」（三省堂『大辞林』第三版より）と、なります。これら四種の文言を合わせて、障害者の権利条約をさらに辞典で調べますと、次のようになります。

障害者の権利条約とは、「障害者への差別を撤廃して、健常者と同等の権利を保障する国際条約。2006年12月、国連総会で採択された。障害者権利条約。」（三省堂『デイリー 新語辞典』より）と、一般国民に解釈しやすいものとなると思います。

しかし、事典、辞典などを用いた解釈だけでは、実質的解釈に欠けますので、次回から、法的な思考力をも、加味して条約の文言を考察したいと思います。（つづく）